

函館市事務分掌規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 3 月 1 4 日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第 1 号

函館市事務分掌規則の一部を改正する規則

函館市事務分掌規則（平成 5 年函館市規則第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条総務部職員厚生課の項中第 5 号を削り，第 6 号を第 5 号とする。

附 則

この規則は，公布の日から施行する。